

冬の暮らし支援事業 助成のお知らせ

市は、雪の処理を自力で行うことが難しい高齢者や障がいのある方がいる世帯に対して、事業者が行う「家屋の雪下ろし」や「間口の置き雪除雪」、「定期排雪」に要した費用の一部を助成しています。

●対象となる方

令和7年度の市民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯で、市内の一戸建て住宅に住んでいる、世帯構成が下記のいずれかに該当する世帯

- ① 高齢者世帯……世帯の全員が70歳以上の世帯(昭和31年3月31日以前生まれ)
- ② 障がい者世帯…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯

・世帯分離していても、同じ敷地(隣接含む)に住んでいる方全員を同一世帯と判断します。

・生活保護世帯は対象外です。

・営業している店舗や集合住宅は対象外です。

※①、②には該当しないが病気・けがにより除雪ができない方で、助成を希望する方は、お問い合わせください。



項目		雪下ろし助成	間口除雪助成	定期排雪助成
事業者との契約	契約方式	単発契約	シーザン契約	シーザン契約
	対象	<ul style="list-style-type: none">・家屋の雪下ろし及び雪下ろし後の運搬排雪・家屋の屋根から自然に落ちた雪の運搬排雪	<ul style="list-style-type: none">・道路除雪後の間口の置き雪などの処理・自宅敷地内で処理できなくなった場合の運搬排雪・12月31日までに契約したものが対象	<ul style="list-style-type: none">・敷地内に溜めた雪の定期的な運搬排雪・10回以上の作業契約が対象・12月31日までに契約したものが対象
市の助成	割合	処理費用の2分の1		処理費用の3分の1
	上限額	1回あたり2万円を上限とし、1シーズン2回まで		1シーズンあたり2万円を上限
	その他	※車庫や物置等の雪下ろしは対象外。		※間口除雪助成と定期排雪助成は、どちらか一方しか利用できません。

●手続きの流れ

1 市役所に利用者登録申請書を提出

受付窓口へ持参または郵送で、利用者登録申請書兼同意書を提出してください。市ホームページからオンライン申請も可能です。

登録の結果を後日市から郵送いたします。

提出期限:事業者と契約する前まで

申請書や請求書の様式、登録事業者名簿などは、受付窓口や市ホームページで入手できます。

また、電話での取り寄せも可能です。

2 事業者と契約

冬のくらし支援事業登録事業者と契約し、業務を依頼してください。

(料金・サービス等を比較するため、何社か見積もりを取ることをおすすめします)

※登録事業者以外との契約は助成金対象外となります。

○雪下ろし助成の場合

契約期限:随時、雪下ろしが必要となった際

○間口除雪助成・定期排雪助成の場合

契約期限:12月31日(水)まで



3 市役所に助成金の請求

○雪下ろし助成の場合

提出期限:3月31日(火)まで(当日消印有効)

※雪下ろし作業終了後、隨時提出してください。

○間口除雪助成・定期排雪助成の場合

提出期間:3月1日(日)から3月31日(火)まで(当日消印有効)

提出書類:交付申請書兼請求書、契約書または請書の写し、

領収書の写し、作業前後の写真



＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 受付窓口 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊

岩見沢市役所高齢介護課高齢者支援係（11番窓口）、北村・栗沢両支所市民サービスセンター、有明交流プラザサービスセンター、幌向サービスセンター、朝日サービスセンター、美流渡サービスセンター

«問合・送付先»

〒068-8686

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市役所高齢介護課高齢者支援係(TEL:35-4132)